

平成 27 年度食品安全委員会運営計画（案）

（平成 27 年 月 日食品安全委員会決定）

第 1 平成 27 年度における委員会の運営の重点事項

（1）事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

（2）重点事項

① 食品健康影響評価の着実な実施

効率的な情報収集、計画的な調査審議、新たな評価方法の活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、リスクコミュニケーションのあり方について報告書の取りまとめを行うとともに、科学的知見の体系的な提供、対象者・状況に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案

食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業を活用し、新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。

④ 海外への情報発信及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、海外の関係機関との連携を更に強化する。また、新たな協力文書の締結について検討を行う。

⑤ 緊急時対応の強化

関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

第２ 委員会の運営全般

（１）委員会会合の開催

原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（２）企画等専門調査会の開催

平成２７年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。

（３）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、

- ① 委員会又は専門調査会の下に部会ワーキンググループ又は部会を設置
- ② 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ③ 関係する専門調査会を合同で開催

（４）委員会と専門調査会の連携の確保

案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。

（５）リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

（６）事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、新たな評価方法の企画・立案機能を担う評価技術企画室を設置するなど、必要な予算及び機構・定員を確保する。

第３ 食品健康影響評価の実施

１ リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

（１）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

- (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

- (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。平成27年度においては、引き続き、ベンチマークドース法の適用方法について検討を行う。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

平成27年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の実施

平成26年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。

- ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）
現在行っている知見の収集作業が終了し次第、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。
- ② 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」（平成19年度決定）
回答が得られていない2カ国からの回答が来次第、プリオン専門調査会において検討する。
- ③ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）
現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとまり次第、他の暴露要因等の知見を収集した上で、調査審議を行う。

- ④ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」（平成２２年度決定）
引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。
- ⑤ 「クドア（クドア属粘液胞子虫）に関する食品健康影響評価」（平成２４年度決定）
引き続き、微生物・ウイルス専門調査会で調査審議を行う。

（３）「自ら評価」の結果の情報発信等

平成２７年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。

また、平成２６年度の委員会における自ら評価案件選定に係る審議においてファクトシート作成と整理されたものについては、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。ファクトシートやＱ＆Ａを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。

さらに、リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対応を行う。

第４ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

１ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成２７年１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。

２ 食品安全モニターからの報告

食品安全モニター４７０名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。

また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成２７年７月及び平成２８年２月を目途に調査を実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

平成28年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成26年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成26年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(3) 平成27年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成27年度に実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(4) 実地指導

研究の進捗状況を確認するとともに研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の主任研究者及び経理事務担当者に対し、平成27年10月、11月に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当国会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成28年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健

康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

第6 リスクコミュニケーションの促進

「食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書」を企画等専門調査会で取りまとめ、本報告書において掲げられた課題への対応に重点を置き、以下等の手段により、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。

(2) Facebook

委員会の活動や食品を通じて健康に被害を及ぼすおそれのある情報、国民の関心が高い食品安全に関する情報についての補足説明等について、機動的な情報提供を行う。

(3) メールマガジン

委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。

(4) 意見交換会

食品安全委員会が行った食品健康影響評価や様々な食品に関するリスクについて、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。

(5) 季刊誌「食品安全」

国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書

館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。

(6) 食品安全モニターに対する情報提供等

食品安全モニターに対する情報提供をより充実させるとともに、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

(1) 「食品を科学するーリスクアナリシス講座ー」の実施

消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を普及するために、委員会の委員等による食品の安全性に関するリスクアナリシス講座を、地方での開催も含め実施する。また、講座内容については、資料をインターネットで公表するとともに、講座の内容をまとめた動画についてインターネットでの配信やDVDでの配布等、多くの消費者等が活用可能な形で提供する。

(2) 食品安全に関する取組の普及啓発

食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールの開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等について実施する。また、DVDや、季刊誌の「キッズボックス」総集編（平成26年発刊）など、分かりやすい啓発資料を用い、広く普及啓発を実施する。

また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。

(3) 食の安全ダイヤルへの対応

食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式にして委員会に報告し、ホームページに掲載する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

消費者庁、リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体との連携や情報の共有を図るため、消費者庁、リスク管理機関と連携して、地方公共団体との連絡会議を開催する。

併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、

地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会の提供を行う。

(3) マスメディア、消費者団体との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。

(4) 学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、関係する学会におけるブース展示やワークショップの開催等を通じてリスクアナリシスの考え方の普及を図るとともに、リスクに関する情報を共有する。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成26年4月～10月（実務研修）、11月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

（1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュール（予定）で開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

平成27年4月	米国がん学会
4月	第47回コーデックス残留農薬部会（CCPR）
5月	プリオン2015
6月	第80回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）
9月	欧州毒性学会（EUROTOX）
9月	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）
10月	EFSA第2回科学会議
11月	第47回コーデックス食品衛生部会（CCFH）
平成28年3月	米国毒性学会（SOT）
3月	第48回コーデックス食品添加物部会（CCFA）

また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

（2）海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

（3）海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努

める。

委員会と協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）及び豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）との定期会合を開催する。そのほか、必要に応じ、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）等の他の外国政府機関との情報交換、連携強化のための会合を開催し、協力文書の締結も検討する。

（４）海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年４回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

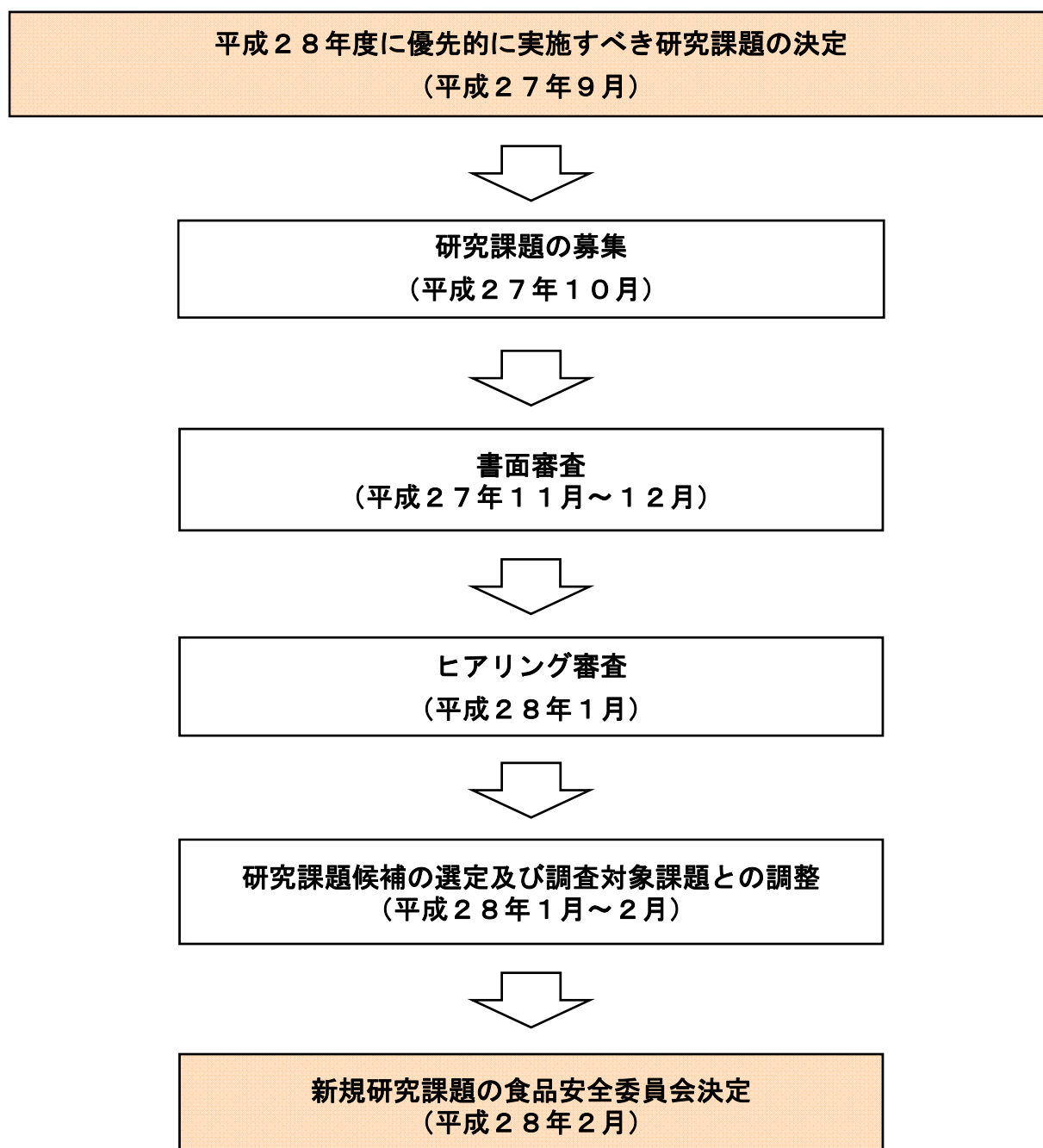
平成27年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調 査 審 議 事 項
平成27年5月	○ 今後の食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書について
6月	○ 平成26年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
11月	○ 平成27年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
平成28年1月	○ 平成28年度食品安全委員会運営計画について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

平成27年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

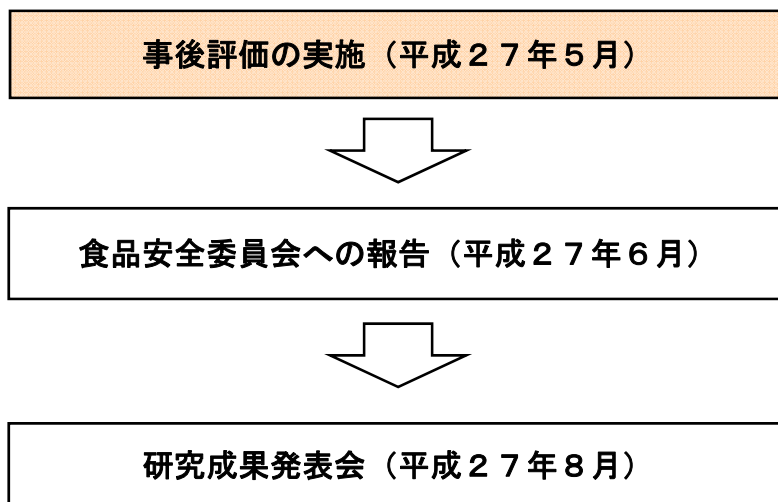
月	事 項
平成27年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成28年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

平成28年度新規研究課題決定までのスケジュール

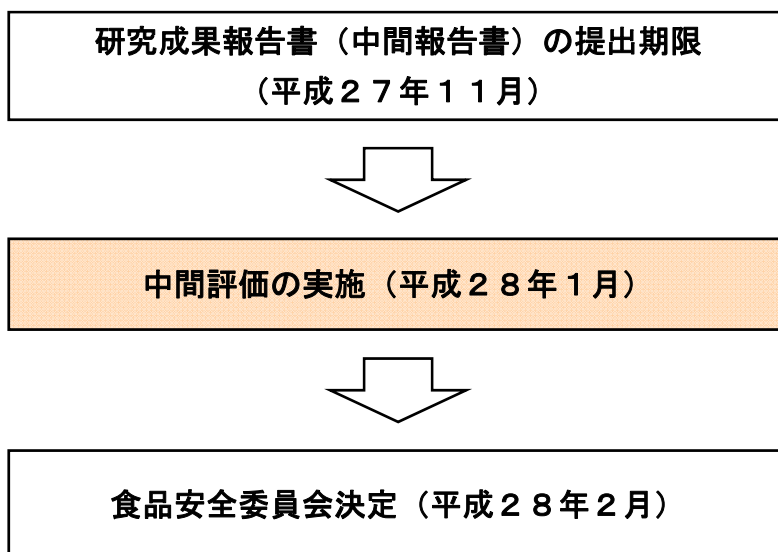


平成27年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成26年度に終了した課題の事後評価〕

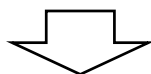


〔平成27年度に実施する課題の中間評価〕

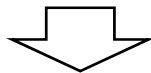


平成28年度に実施する調査課題の選定

平成28年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(平成27年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(平成28年1月～2月)



食品安全委員会決定
(平成28年2月)

平成２７年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）

項 目	平成２６年度運営計画	平成２７年度運営計画（案）
第１ 平成２７年度における委員会の運営の重点事項	(１) 事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第３条から第６条までに定める食品の安全性の確保についての基本理念及び<u>同法第２章に定める施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項」（平成２４年６月２９日閣議決定）を踏まえ、同法第２３条第１項に規定する所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、新たな１０年に向けて、委員会の業務改善を進めていく。</u>	(１) 事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項」（平成２４年６月２９日閣議決定）に基づき、<u>国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</u>
	(２) 重点事項 ① 食品健康影響評価の着実な実施 効率的な情報収集、計画的な調査審議、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。 ② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、<u>改めてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討しつつ、科学的知見の体系的な提供、対象者に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</u> ③ 調査・研究事業の重点化 <u>過去に実施した事業の効果、最新の科学的知見、国内外の研究の進展状況等を踏まえつつ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して、調査・研究事業を実施する。</u>	(２) 重点事項 ① 食品健康影響評価の着実な実施 効率的な情報収集、計画的な調査審議、<u>新たな評価方法の活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。</u> ② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、<u>リスクコミュニケーションのあり方について報告書の取りまとめを行うとともに、科学的知見の体系的な提供、対象者・状況に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</u> ③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案 <u>食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業を活用し、新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。</u> ④ 海外への情報発信及び関係機関との連携強化 <u>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、海外の関係機関との連携を更に強化する。また、新たな協力文書の締結について検討を行う。</u> ⑤ 緊急時対応の強化 関係府省と連携しつつ、<u>不断に緊急時対応の強化を図る。</u>

第2 委員会 の運営全般	(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。 (2) 企画等専門調査会の開催 平成26年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。 (3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、 ① 委員会又は専門調査会の下に部会ワーキンググループ又は部会を設置 ② 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議 ③ 関係する専門調査会を合同で開催 (4) 委員会と専門調査会の連携の確保 案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。 (5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。 (6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、新たな評価方法の企画・立案機能を担う評価技術企画室を設置するなど、必要な予算及び機構・定員を確保する。	(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。 (2) 企画等専門調査会の開催 平成27年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。 (3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、 ① 委員会又は専門調査会の下に部会ワーキンググループ又は部会を設置 ② 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議 ③ 関係する専門調査会を合同で開催 (4) 委員会と専門調査会の連携の確保 案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。 (5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。 (6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、新たな評価方法の企画・立案機能を担う評価技術企画室を設置するなど、必要な予算及び機構・定員を確保する。
	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。	(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。
2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、<u>評価ガイドライン</u>(評価指針、評価の考え方等)の策定を進める。平成27年度においては、<u>引き続き</u>、<u>ベンチマークドース法の適用方法</u>について検討を行う。	2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、<u>評価ガイドライン</u>(評価指針、評価の考え方等)の策定を進める。平成27年度においては、<u>引き続き</u>、<u>ベンチマークドース法の適用方法</u>について検討を行う。
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1)「自ら評価」案件の選定 平成26年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。	3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1)「自ら評価」案件の選定 平成27年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。
(2)「自ら評価」の実施 平成25年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。 ① 「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定) 化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。 ② 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(平成19年度決定) プリオン専門調査会において<u>引き続き</u>検討する。 ③ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」(平成21年度決定) 現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとまり次第、他の暴露要因等の知見を収集した上で、調査審議を行う。 ④ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」(平成22年度決定) 化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。 ⑤ 「クドア(クドア属粘液胞子虫)に関する食品健康影響評価」(平成24年度決定) 微生物・ウイルス専門調査会で調査審議を行う。	(2)「自ら評価」の実施 平成26年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。 ① 「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定) 化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。 ② 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(平成19年度決定) プリオン専門調査会において<u>引き続き</u>検討する。 ③ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」(平成21年度決定) 現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとまり次第、他の暴露要因等の知見を収集した上で、調査審議を行う。 ④ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」(平成22年度決定) 化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。 ⑤ 「クドア(クドア属粘液胞子虫)に関する食品健康影響評価」(平成24年度決定) 微生物・ウイルス専門調査会で調査審議を行う。
(3)「自ら評価」の結果の情報発信 ① <u>「自ら評価」の評価結果について</u> 平成26年度内に評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧な情報発信する。	(3)「自ら評価」の結果の情報発信等 平成27年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧な情報発信する。 また、平成26年度の委員会における自ら評価案件選定に係る審議においてファクト

	② 「<u>自ら評価</u>」案件として選定されなかったものについて 平成２５年度の委員会における自ら評価案件選定に係る審議においてファクトシート作成と整理されたものについて、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。 ファクトシートやＱ＆Ａを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。 さらに、リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じてきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対応を行う。	シート作成と整理されたものについては、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。ファクトシートやＱ＆Ａを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。 さらに、リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じてきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対応を行う。
第４ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	１ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成２６年４月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会の報告を求めるなど適切な対応を行う。 また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。	１ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成２７年１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会の報告を求めるなど適切な対応を行う。 また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。
	２ 食品安全モニターからの報告 食品安全モニター４７０名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。 また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成２６年７月及び平成２７年２月を目途に調査を実施する。	２ 食品安全モニターからの報告 食品安全モニター４７０名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。 また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成２７年７月及び平成２８年２月を目途に調査を実施する。
第５ 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	１ 食品健康影響評価技術研究の推進 （１）食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成２７年度における食品健康影響評価技術研究課題については、最新の科学的知見や国内外の研究の進展状況を踏まえて、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日委員会決定）の見直しを行い、これに基づき、別紙３に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるように幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。	１ 食品健康影響評価技術研究の推進 （１）リスク評価に活用できる食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成２８年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２６年１２月１６日全部改正）を踏まえ、「危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙３に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。
	（２）平成２５年度に終了した研究課題の事後評価の実施	（２）平成２６年度に終了した研究課題の事後評価の実施

第6 リスク コミュニケ ーションの	平成25年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。	平成26年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。
	(3) 平成26年度に実施する研究課題の中間評価の実施 平成26年度に実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ指導を行う。 (4) 実地指導 研究費の適切な執行を確保するため、新規採択課題を中心に平成26年10月、11月に実地指導を行う。 (5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、調査・研究に関する規程を見直すとともに、<u>食品の安全性の確保に関する研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省の相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ）」を、必要に応じ、新規採択課題決定前などに開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</u>	(3) 平成27年度に実施する研究課題の中間評価の実施 平成27年度に実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。 (4) 実地指導 <u>研究の進捗状況を確認するとともに研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の主任研究者及び経理事務担当者に対し、平成27年10月、11月に実地指導を行う。</u> (5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。
	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 平成27年度における食品安全確保総合調査対象課題については、別紙5のスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。 (2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、<u>選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない</u>と判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 平成28年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「<u>食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について</u>」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「<u>危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積</u>」、「<u>健康影響発現メカニズムの解明</u>」及び「<u>新たなリスク評価方法等の確立</u>」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。 (2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。
第6 リスク コミュニケ ーションの	1 リスクコミュニケーションのあり方に関する検討 <u>委員会設立10周年を契機に、改めてリスクコミュニケーションのあり方について検討する</u> ため、委員会の下に「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」を設置	「 <u>食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書</u> 」を企画等専門調査会で取りまとめ、本報告書において掲げられた課題への対応に重点を置き、以下等の手段により、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

し、有識者、リスク管理機関等を交えてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方等について議論を行う。	2食品健康影響評価など食品の安全性に関する情報の発信 (1) 少人数・参加型のリスクコミュニケーションの開催 少人数・参加型で双方向性の高い意見交換会について地方公共団体との共催で実施する。その際、消費者団体等とも連携した開催方式、地域のオピニオンリーダーや専門家等の対象を限定した開催方式等により実施する。 このような意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。	1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。 (1) ホームページ 食品健康影響評価の結果、食品の安全性に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。 (2) Facebook 委員会の活動や食品を通じて健康に被害を及ぼすおそれのある情報、国民の関心が高い食品安全に関する情報についての補足説明等について、機動的な情報提供を行う。 (3) メールマガジン 委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。 (4) 意見交換会 食品安全委員会が行った食品健康影響評価や様々な食品に関するリスクについて、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。 (5) 季刊誌「食品安全」 国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。 (6) 食品安全モニターに対する情報提供等 食品安全モニターに対する情報提供をより充実させるとともに、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。
3「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 (1) 食品の安全性を体系的に理解する連続講座の実施 消費者が、食品の安全性について体系的に理解することに資するよう、委員会の委員等	2食品健康影響評価の過程における意見交換会の実施 食品健康影響評価に関するもののうち、特に国民の関心が高いと思われるものについては、当該評価案への理解促進と、国民からの意見・情報の収集のために、当該評価案のパブリックコメント募集期間中に意見交換会を実施する。 (3) リスク管理機関等の関係省庁と連携したリスクコミュニケーション 国民の関心が高く、リスク管理措置も含めた説明がその理解促進に必要な食品健康影響評価については、リスク管理機関と共催・連携した意見交換会等を実施する。 (4) ホームページ、メールマガジン等を通じた情報提供 食品健康影響評価その他の食品の安全性に関する情報について、適時最新の情報に更新しつつ、平成25年度中に内閣官房において策定される政府ウェブサイトに係るアクションプランを踏まえ、より利便性の高いホームページの実現に向け、検討を進める。 また、対象者が有する食品の安全性に関する専門知識の程度に応じて内容を変更したメールマガジンを配信する。 さらに、国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布する。 併せて、意見交換会等で使用した資料等については、ホームページ、メールマガジン等で情報提供を行う。 さらに、委員会の活動状況等について、Facebookを活用した機動的な情報の配信を行う。 このほか、食品安全モニターに対する情報提供をより充実させるとともに、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。	2「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 (1)「食品を科学するーリスクアナリシス講座ー」の実施 消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を普及するために、委員会の委員等に

による食品の安全性に関する連続講座を実施する。また、講座内容については、インターネットでの配信やDVDでの配布等、多くの消費者等が活用可能な形で提供する。	よる食品の安全性に関するリスクアナリシス講座を、地方での開催も含め実施する。また、講座内容については、資料をインターネットで公表するとともに、講座の内容をまとめた動画についてインターネットでの配信やDVDでの配布等、多くの消費者等が活用可能な形で提供する。
(2) 食品安全に関する取組の普及啓発 食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールの開催、食品安全モニターを通じて地域への情報提供等について実施する。また、DVD等の啓発資料も活用し、広く普及啓発を実施する。 また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。	(2) 食品安全に関する取組の普及啓発 食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールの開催、食品安全モニターを通じて地域への情報提供等について実施する。また、DVDや、季刊誌の「キッズボックス」総集編（平成26年発刊）など、分かりやすい啓発資料を用い、広く普及啓発を実施する。 また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。
(3) 食の安全ダイヤルへの対応 食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、<u>消費者庁その他の関係機関</u>と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式にして委員会に報告し、ホームページに掲載する。	(3) 食の安全ダイヤルへの対応 食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、<u>リスクの初期情報としてリスク管理機関</u>と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式にして委員会に報告し、ホームページに掲載する。
4 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 消費者庁、リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。	3 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 消費者庁、リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。
(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体との連携や情報の共有を図るため、消費者庁、リスク管理機関と連携して11月を目途に、<u>地方公共団体との連絡会議</u>を開催する。 併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会の提供を行う。	(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体との連携や情報の共有を図るため、消費者庁、リスク管理機関と連携して地方公共団体との連絡会議を開催する。 併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会の提供を行う。
(3) マスメディア、消費者団体との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。	(3) マスメディア、消費者団体との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。

	(４) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、関係する学会におけるブース展示やワークショップの開催等を通じてリスクアナリシスの考え方の普及を図るとともに、リスクに関する情報を共有する。	(４) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、関係する学会におけるブース展示やワークショップの開催等を通じてリスクアナリシスの考え方の普及を図るとともに、リスクに関する情報を共有する。
第7 緊急の事態への対処	1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。	1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。
	2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。	2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。
	3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成26年4月～10月(実務研修)、11月(確認訓練)を目標に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。	3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成27年4月～10月(実務研修)、11月(確認訓練)を目標に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。
第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、毎日、収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」(委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム)への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。	国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、<u>国際機関、海外の政府関係機関</u>や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」(委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム)への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。
第9 国際協調の推進	(１) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員及び事務局職員を派遣する。	(１) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュール(予定)で開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

平成26年4月 OECD農薬作業部会 5月 第46回コーデックス残留農薬部会（CCPR） 6月 第79回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA） 8月 欧州毒性病理学会（ESTP）学術年会 9月 欧州毒性学会（EUROTOX） 9月 FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR） 10月 出生前プロゲラミングと発達毒性に関する国際会議（PPTOX）Ⅳ 11月 第46回コーデックス食品衛生部会（CCFH） 平成27年3月 米国毒性学会（SOT） 3月 第10回コーデックス汚染物質部会（CCCF） 3月 第47回コーデックス食品添加物部会（CCFA）	平成27年4月 米国がん学会 4月 第47回コーデックス残留農薬部会（CCPR） 5月 プリオン2015 6月 第80回FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA） 9月 欧州毒性学会（EUROTOX） 9月 FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR） 10月 EFSA第2回科学会議 11月 第47回コーデックス食品衛生部会（CCFH） 平成28年3月 米国毒性学会（SOT） 3月 第48回コーデックス食品添加物部会（CCFA）
また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。	また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。
（2）海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。	（2）海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。
（3）海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。 委員会と協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ）との定期会合を開催する。そのほか、必要に応じ、<u>その他</u>外国政府機関との情報交換のための会合を開催する。	（3）海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。 委員会と協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ）との定期会合を開催する。そのほか、必要に応じ、<u>フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）等の他の外国政府機関との情報交換、連携強化のための会合を開催し、協力文書の締結も検討する。</u>
（4）海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、<u>順次英語版ホームページに掲載する。</u> 平成25年度に創刊した、<u>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」</u>を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。	（4）海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、<u>順次英語版ホームページに掲載する。</u> 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

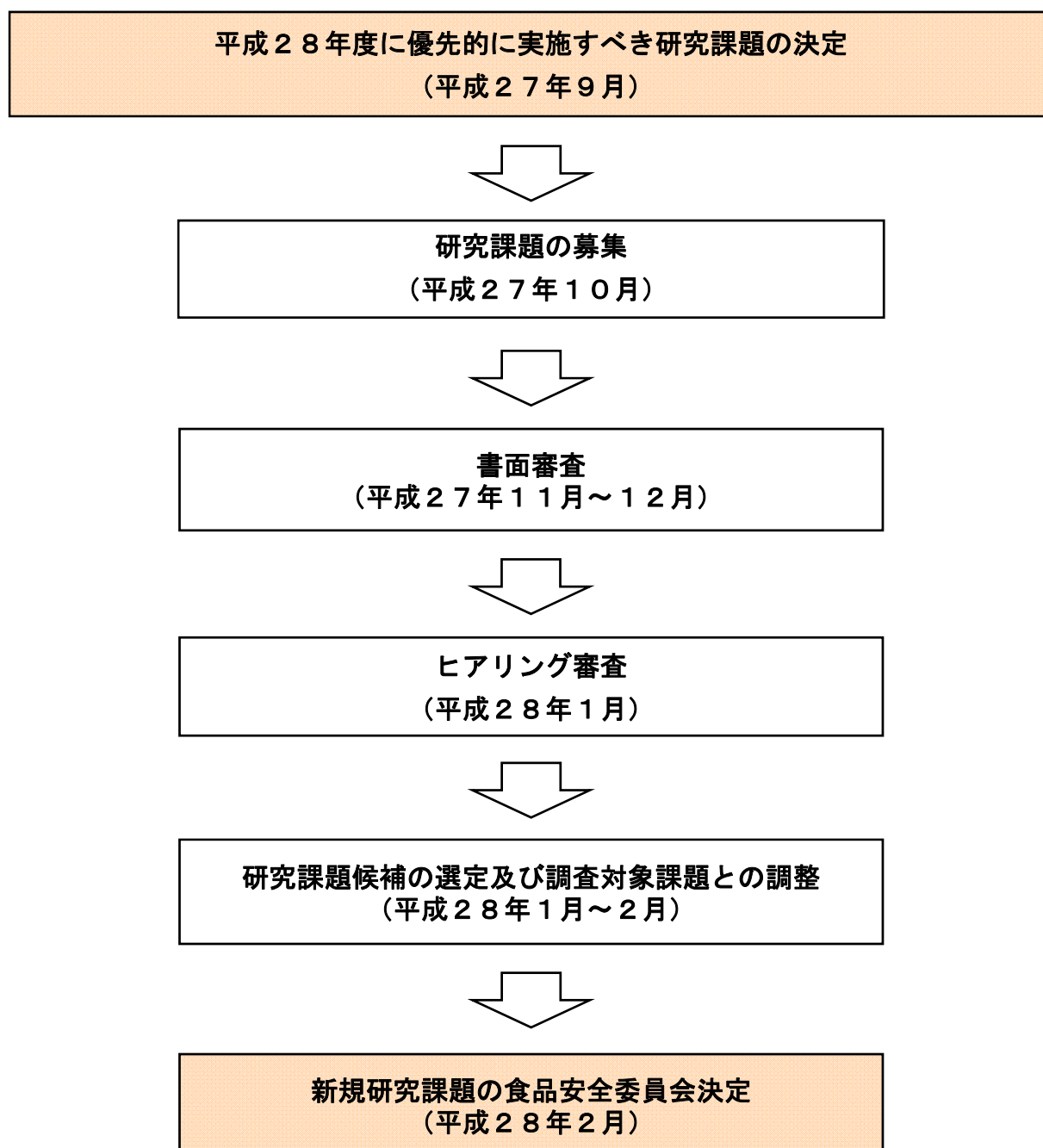
平成27年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調 査 審 議 事 項
平成27年5月	○ <u>今後の食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書について</u>
6月	○ 平成26年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
11月	○ 平成27年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
平成28年1月	○ 平成28年度食品安全委員会運営計画について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

平成27年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

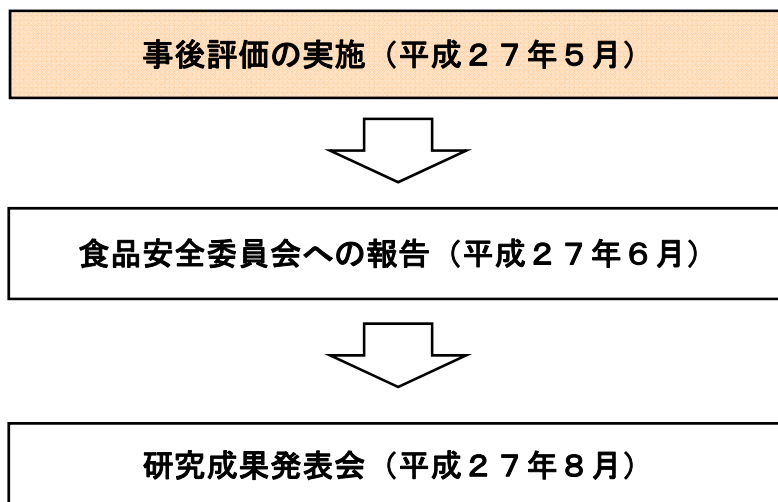
月	事 項
平成27年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成28年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

平成28年度新規研究課題決定までのスケジュール

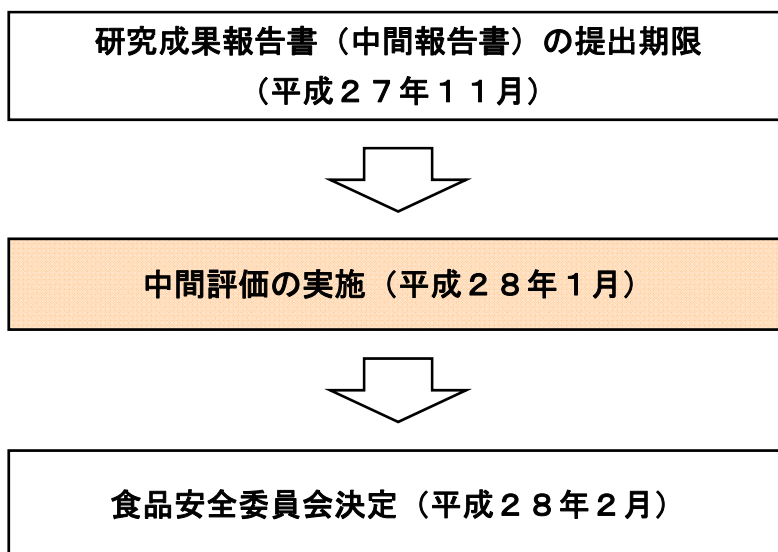


平成27年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成26年度に終了した課題の事後評価〕

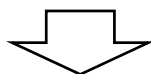


〔平成27年度に実施する課題の中間評価〕

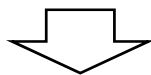


平成28年度に実施する調査課題の選定

平成28年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(平成27年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(平成28年1月～2月)



食品安全委員会決定
(平成28年2月)